

# 犯罪予防論の現代的展開 (一)

## — ニュージーランドにおける取組みを中心に —

荻野太司

目次

はじめに

1. 犯罪予防論の展開
  2. マスカウ市 (NZ) における犯罪予防プロジェクト
  3. 広島における犯罪予防プロジェクト (以上本号)
  4. 考察
  5. 犯罪予防論の課題と展望
- むすびにかえて

はじめに

現代刑事政策の潮流において、犯罪予防論には、修復的司法と並んで、重要な位置づけが与えられている<sup>(1)</sup>。犯罪予防は、極めて実践的な内容をもつものであるため、従来は法執行機関を中心とした、犯罪発生に隣接する組織や人の採用する手段や方法論として位置づけられ、理論上、あるいは学問上大きな意義を与えられてこなかった。しかし、周知のように、犯罪の原因特に犯罪者の犯罪性に着目する伝統的犯罪学の有効性が問われるとともに、あまりにも有名となった「割れ窓理論」<sup>(2)</sup>をはじめとする環境犯罪学の発展にともない、その有用性や有効性が評価され、現在の状況は大きく変化してきて

- 
- (1) 現代的な犯罪予防論は、修復的司法論と同様に、犯罪に対する応報的思考からの脱却という理念を包蔵しているといつてよいだろう。
  - (2) George Kelling and Catherine Coles, *Fixing Broken Windows: Restoring Order and Reducing Crime in Our Communities* (A Touchstone book, 1997), 小宮信夫他訳『割れ窓理論による犯罪防止—コミュニティの安全をどう確保するか』(文化書房博文社、2004年) 参照。

いる。そこから、欧米における理論や実践が、日本においても多く紹介されるようになってきたのである<sup>(3)</sup>。

しかしながら、実は犯罪予防とは、常に社会に関わる問題であるが故に、それが行われる社会のもつ特徴や状況に対する検討が不可欠である<sup>(4)</sup>。欧米の理論は欧米の社会や制度を前提に成り立つものであり、それらが日本の事情にそのまま当てはまるか否かは、事柄が犯罪予防という極めてローカルな課題であるために<sup>(5)</sup>、むしろ懐疑的に見た方がいいのかもしれない。したがって、彼の地における社会や犯罪さらには司法制度における状況を十分に把握した上でその差異に留意した検討を行うならば、日本の犯罪予防論にとっても、益するところは決して少なくないのであろう。

ただ、これまで社会との関係は、むしろ処遇論について言及されてきた。「刑務所は社会を映す鏡である」とされてきたのである<sup>(6)</sup>。社会の周縁に位置するといわれる人々に対し、いかに向き合うのかということは、その社会や国家の統治や人権の状況を象徴するものである<sup>(7)</sup>。しかし、社会の周縁者に向き合うという点においては、事前に犯罪<sup>(8)</sup>と向き合う犯罪予防活動もまた

(3) これに関して、守山正の寄与するところが大きい。守山にかかる文献は多岐にわたるが、さしあたり、「犯罪予防の現代的意義—環境犯罪学の展開—」犯罪と非行 135号 (2003年) を参照。

(4) 社会への分析視角には様々なものがあり得るが、本稿では、犯罪予防という側面からそれを垣間見ることができると過ぎない。

(5) 日本における近年の傾向として、「なりすまし詐欺」等のいわゆる「リモート犯罪」が指摘され、加害者の問題としては、必ずしもローカルな場面に限られないことに注意する必要がある。

(6) たとえば平川宗信「犯罪と刑罰」書齋の窓 498号 (2000年) 参照。

(7) 刑事法の領域における周縁性の問題を論じたものとして、森下忠「社会的周縁性と司法」法学セミナー第21巻7号 (1977年) 12頁-16頁を挙げることができる。

(8) 本稿における「犯罪」の概念は、「[犯罪] (crime) と「[非行] (delinquency) を含む広い概念」として用いる。吉中信心「非行少年処遇における保護処分の意義」広島法学第28巻4号 (2005年) 47頁。

変わりがない。潜在的犯罪者に対してどう向き合うのかということは、国家の強制的介入が困難である段階であるだけに、一層、社会のありかたを反映することになりそうである。現在、日本では犯罪予防活動への関心が高まり、さまざまな公的な施策および市民による取組みが行われている。しかし、一歩踏み込んだ、「社会や国家を映す鏡」としての犯罪予防論は、これまでに必ずしも十分な検討がなされているとはいえない。それは、当該社会の状況に対するきめ細かな事実が語られてこなかったからではなかろうか。そこで、日本の犯罪予防に、どのように社会や国家の特徴が映し出されているのかを検討するための第 1 作業として、本稿では、ニュージーランド・マヌカウ市の犯罪予防プロジェクトの紹介をやや詳細に行い、広島市安佐南区の犯罪予防プロジェクトと比較検討する中で、この問題について若干の比較制度論的考察を試みることにする。

## 1. 犯罪予防論の展開

今日の欧米における刑事思潮は、1970 年代の「社会復帰思想後退の時代」、1980 年代の「医療モデルに対する正義モデル優位の時代」を経て、1990 年代には「犯罪予防論の時代」に突入したといわれる<sup>(9)</sup>。この傾向は 2000 年以降も引き続き看取されており、日本においても、近時における犯罪認知件数および刑務所人口の増加傾向<sup>(10)</sup>に呼応して、益々その重要性が指摘されるに

(9) 加藤久雄・瀬川晃編著『刑事政策』44 頁 (青林書院、1998 年)。

(10) 平成 17 年版犯罪白書 4 頁および 98 頁参照。なおこれに関連して、実際の犯罪発生はそれほど増えておらず、したがってプライヴァシー等人権侵害の可能性を含む犯罪予防活動の意義に疑問を呈する見解がある。近代社会における個人の自由という文脈において重要な指摘であるが、仮に犯罪発生が少ない社会であることを前提としたとしても、個人や社会に対する干渉・介入に十分配慮した上で更に非行・犯罪の少ない社会に向けて犯罪予防への取組みが行われること自体を否定するのは困難であろう。昨今の自生的な地域防犯活動の興隆をみると、何より市民自身が望んで行われている活動という側面も無視できない。

およんでいる<sup>(11)</sup>。

その背景には、指摘されているように、処遇論における社会復帰モデルの衰退とジャスティスモデル、更にはジャスト・ディザーツ論の台頭等が存在することは疑いが無いが、より重要なこととして、従来のモデルが、犯罪者にのみ焦点を当て、ともすれば、犯罪被害者に対する適切な顧慮を欠いていたという側面があげられる。予防論モデルは、従来の処遇モデルにはほとんど登場しなかった犯罪被害者の「被害化防止」を対象とし、何より被害者の救済を含みうるものであった<sup>(12)</sup>。いくら刑事司法の過程で被害者に対する配慮がなされたとしても、それは既に発生した被害に対する顧慮でしかない。刑事政策における被害者救済論の視点からは、事後救済よりも事前救済、つまり、犯罪被害の発生をできる限り最小化する努力を行うことがまず当然に求められなければならないだろう。こうして、「ライフスタイル理論」、「日常活動理論」、「等価グループ理論」等、被害者学の諸理論が犯罪予防論としても重要な役割を果たすことになった<sup>(13)</sup>。

しかし、犯罪予防論の主流は、やはり英米を中心とした環境犯罪学および

---

(11) 刑法解釈論の領域においても、抽象的危険犯の問題を含む法益保護および処罰の早期化等が指摘されており(さしあたり、酒井安行「刑事規制の変容と刑事法学の課題—最近の刑事立法を素材として—」刑法雑誌第43巻第1号(有斐閣)を参照)、またいわゆる予防的責任論についても議論があり、こうした潮流が犯罪予防論の台頭とどう関連しているかについては、今後の課題としたい。See, Nobuhito YOSHINAKA, *Law on Regulating Human Cloning Techniques in Japan*, *The Hiroshima Law Journal*, Vol. 26 No. 3, (2003), p. 328.

(12) 日本では、無罪推定法理から、裁判確定前に被害者を観念することができないという考え方があるが、加害者確定の問題と被害者の救済は両立しうる問題であり、加害者が確定できない段階だから被害化防止が推進できないということにはならないであろう。

(13) また、一般に、犯罪予防は刑務所の建設・運営よりコスト的に有利という側面、さらには市民の不安感、いわゆる「体感治安」の払拭に向けて犯罪予防活動に一定の役割が期待されているという側面も指摘できよう。

状況的犯罪予防論の諸理論であった<sup>(14)</sup>。社会的犯罪予防論については、伝統的に英米では発達が遅れており、フランス等の経験が紹介されたりしていたが<sup>(15)</sup>、近年の取組み、特にニュージーランドでは、犯罪予防を 3 つの視点から取上げ<sup>(16)</sup>、社会的犯罪予防も取込んだ、「全人的 (holistic) モデル」を採用するなど、興味深い様々な方策を行っている<sup>(17)</sup>。そこで、前述したような社会に対する視角から、以下、ニュージーランド・マヌカウ市における取組みを紹介してみよう。

## 2. ニュージーランド・マヌカウ市における取組み

### (1) マヌカウ市の概要<sup>(18)</sup>

#### ①地理および歴史

マヌカウ市はニュージーランド北島の北部に位置し、オークランドの南に接する面積 552 平方キロメートルの都市である。

1800 年代末期から 1900 年代初期にかけてのマヌカウ市は、おおむね農村地帯であったが、第 2 次世界大戦後のオークランドの工業化とその拡大を受

(14) Daniel Gilling, *CRIME PREVENTION : Theory, policy and politics* (UCL Press, 1997) p. 45ff.

(15) 吉中信人「フランス少年司法の比較法的考察—英米法国の視点—」一橋論叢 116 巻 1 号 147 頁以下参照。

(16) そこでは、状況的犯罪予防と社会的犯罪予防に加え、累犯者対策や被害者問題をも視野に収めた「第 3 の犯罪予防論 (Tertiary Crime Prevention)」が指摘されている。MANUKAU City Council, *CRIME PREVENTION ACTION PLAN*, (November 2003), p. 19ff.

(17) 教育、雇用、地域社会、友人および家族を統合して犯罪予防を目指すモデルである。MANGERE POLICE, *GENESIS YOUTH PROJECT, an unpublished work*, (2006)

(18) マヌカウ市のデータに関しては、マヌカウ市の資料 [<http://www.manukau.govt.nz/documents/stats/manukau.pdf>] およびニュージーランド統計局の資料 [<http://www2.stats.govt.nz/domino/external/pasfull/pasfull.nsf/web/Brochure+Manukau+City+Census+2001+Area+data?open>], [<http://www.stats.govt.nz/NR/rdonlyres/76191E04-DBA0-46D2-ABB7-863025170623/0/cssnap5.pdf>] に依拠した。

けてマヌカウの農村は商業地帯および工業地帯として大規模に開発された。さらにその後の発展を受け、1965年にマヌカウ市は成立し、Mangere、Pakuranga、Clevedon、Otara、Manurewaの5区に分けられた。

そして1970年以降もマヌカウ市は急成長を遂げたが、なかでもパシフィック諸島出身者の増加が著しく、1970年代から1980年代にかけて毎年7000人の人口が増加し、1990年以降はニュージーランドでもっとも人口増加率の高い都市の一つとなっている。今日のマヌカウ市は、HowickとPapatoetoeの2区を加えた7区になり、165ものエスニックコミュニティが存在するニュージーランドでもっとも民族的に多様な都市として知られている。

## ②人口およびその他 2001年国勢調査より

2001年の国勢調査によれば、マヌカウ市の総人口は283,197人（ニュージーランド総人口3,737,277人の約13.2%）で、オークランド、クライストチャーチに次ぐニュージーランド第3位の都市である。またマヌカウ市の1996年から2001年までの人口増加率は11.37%でニュージーランド第2位にあり、全国平均の3.29%を大きく凌いでいる。

まず人口構成上触れなければならないのは人種的多様性である。もっとも多いのがヨーロッパ系市民の52%で、以下マオリ系市民16%、パシフィック系市民27%、アジア系市民15%、その他1%と続いている。ニュージーランド全国平均に比べるとマヌカウ市はヨーロッパ系市民の割合が少なく、逆にパシフィック系市民とアジア系市民の割合が非常に高い。

それゆえマヌカウ市の統計は、マオリ系およびパシフィック系市民の統計上の特徴を反映したものとなっている。たとえばマオリ系およびパシフィック系市民は多産多子傾向が強いために、マヌカウ市は全国平均に比べて平均年齢が4歳若く、そして若年層の割合が高く高齢者が少ない<sup>(19)</sup>。またマオリ系およびパシフィック系市民は大家族を営む傾向が強いため、マヌカウ市は全国平均に比べて拡大家族が多く独居世帯が少なく、一世帯あたりの平均

構成人員が多い<sup>(20)</sup>。そしてこの民族的多様性を反映して、マヌカウ市民は複数の言語を使用できる割合が全国平均に比べ高く (マヌカウ市 32.8 %、全国平均 17.9 %)、全国平均ではマオリ語 (4.9 %) が第 2 言語であるのに対して、マヌカウ市民の間 (10.9 %) では英語に次ぐ第 2 言語としてサモア語が使用されている。

その他にもマヌカウ市の統計上の特徴として、片親家族が多い点や (全国平均 18.9 %、マヌカウ市 23 %)、また持ち家率が低い点 (全国平均 68.8 %、マヌカウ市 66.7 %)、さらに失業率が高い点 (全国平均 7.5 %、マヌカウ市 10.1 %) を指摘できる。これらの特徴の中には、犯罪に結びつく危険因子としていくつかの研究によって指摘されているものもあり<sup>(21)</sup>、次にみていくマヌカウ市の犯罪状況に影響をおよぼしている可能性は否めない。

## (2) マヌカウ市の犯罪

マヌカウ市の犯罪状況を知るために、まず本稿では警察の犯罪統計を用いてこれを検討する。ただし従来から指摘されてきたように犯罪統計には暗数があり、正確な発生件数を知ることはできない<sup>(22)</sup>。また統制機関の示す犯罪状況と市民の犯罪に対する認識が必ずしも一致しないことは、定義主義的パ

(19) 全国の平均年齢が 34.8 歳であるのに対してマヌカウ市は 30.8 歳であった。また年齢構成的に見ると、マヌカウ市は 15 歳未満の市民の割合が 27.0 % (全国平均 22.7 %)、15 歳以上 65 歳未満の割合が 65.7 % (全国平均 65.2 %)、65 歳以上の割合が 8.3 % (全国平均 12.1 %) となっている。http://www2.stats.govt.nz/domino/external/pasfull/pasfull.nsf/web/Brochure+Manukau+City+Census+2001+Area+data?open

(20) 一世帯あたりの平均構成人員はマヌカウ市が 3.3 人、全国平均が 2.7 人であった。http://www2.stats.govt.nz/domino/external/pasfull/pasfull.nsf/web/Brochure+Manukau+City+Census+2001+Area+data?open

(21) さしあたり Gabrielle Maxwell and Allison Morris, *UNDERSTANDING REOFFENDING Full Report*, (Institute of Criminology, Victoria University of Wellington, Wellington October 1999), p. 23ff、および Kaye L McLaren, *Tough is not Enough-Getting Smart about Youth Crime*, (Ministry of Youth Affairs, June 2000), p. 25ff.

ースペクティブの観点からも指摘がなされているところである<sup>(23)</sup>。それゆえ本稿は以上の点をふまえ、警察統計および市民意識調査の双方を用いてマヌカウ市の犯罪について検討を行う。

### ①警察統計上の犯罪

警察の統計によれば、1995年以降マヌカウ市の犯罪認知件数および犯罪認知率はおおむね減少傾向、また検挙率は上昇傾向にある<sup>(24)</sup>。この傾向はニュージーランドの全国平均と同じであるが<sup>(25)</sup>、ただし全国平均に比べるとマヌカウ市の犯罪認知率は依然高く、検挙率は低い<sup>(26)</sup>。

マヌカウ市の犯罪統計を論じるうえでまず注目すべきは、マオリ系市民とパシフィック系市民の過大代表である<sup>(27)</sup>。全国的にもニュージーランドでは、マイノリティーの犯罪統計における過大代表が問題となっているが<sup>(28)</sup>、マヌ

---

(22) 犯罪統計と暗数に関しては石塚伸一「犯罪情報の読み方」AERA Mook『犯罪学がわかる』(朝日新聞社、2001年)170頁以下、徳岡秀雄『社会病理を考える』(世界思想社、1997年)104頁以下、および浜井浩一『犯罪統計入門』(日本評論社、2006年)15頁以下を参照。

(23) 定義主義的パースペクティブに関しては、徳岡秀雄『社会病理を考える』(世界思想社、1997年)44頁以下が詳しい。

(24) 2004年7月1日から2005年6月30までのマヌカウ市の犯罪認知件数は43,657件、犯罪認知率は人口1000人あたり97.22件であった。1995年の同期間に比べて認知件数は7.5%、犯罪認知率は24件減少し、また検挙率は3.8%上昇している。OFFICE OF THE COMMISSIONER OF POLICE, *COUNTIES / MANUKAU DISTRICT CRIME STATISTICS 2004-2005*, p. 16. なお本稿における犯罪認知率とは、便宜上、人口1000人あたりの犯罪認知件数として用いることにする。

(25) ただしより長期的推移をみたとき、犯罪はむしろ大幅に増加している。たとえば1970年の時点における犯罪認知率は約55.0件であり、30年間でほぼ2倍増加している。Statistics New Zealand, *Crime in New Zealand*, (2001), p. 9ff.

(26) ニュージーランド全国の犯罪認知率は人口1000人あたり96.88件、検挙率は44.2%であった。OFFICE OF THE COMMISSIONER OF POLICE, *NEW ZEALAND CRIME STATISTICS 2004-2005*, p. 16.



カウ市は特にその傾向が強い。全国的にみれば、もっとも人口の多い白人(約 80%) が犯罪統計でも約 47% を占めるのに対して、マヌカウ市では人口のわずか約 16% しか構成しないマオリ系市民による犯罪が犯罪統計の約 45% を占めている<sup>(29)</sup>。ただしラベリング理論の観点から、犯罪統計を刑事司法機関の「活動状況報告」として考えるならば、セレクトティブ・サンクションが行われている可能性は否定できない<sup>(30)</sup>。

次に言及すべきは、認知された犯罪類型である<sup>(31)</sup>。マヌカウ市で認知される犯罪類型の大きな特徴は、暴力犯罪 (Violence Crime) の占める割合が全国

- (27) マイノリティーの犯罪を説明する理論にはセリンの文化葛藤理論が有名である。セリンによれば、文化葛藤は、第 1 次的文化葛藤と第 2 次的文化葛藤に分類され、前者は異質な文化との衝突から生じる葛藤であるのに対して、後者は文化的格差から生じるといふ。ソーステン・セリン『文化葛藤と犯罪』小川太郎・佐藤勲平訳(法政大学出版社、1973 年) 第 4 章、瀬川晃『犯罪学』(成文堂、1998 年) 95 頁。また吉益は、第 1 次的文化葛藤を文化的慣習の葛藤としての文化葛藤、第 2 次的文化葛藤を社会的分化の副産物としての文化葛藤(一つの文化が同質的でよく統合されたタイプから異質的で統合されていないタイプへ移行するにしたがって増加する葛藤)と説明する。吉益脩夫『犯罪学概論』(有斐閣、1958 年) 172 頁。多民族国家であるニュージーランド社会の根底に第 1 次的な文化葛藤が存在することは疑いない。だがそれと同時に、今日、さまざまな要因の基に iwi, whanau, hapu といったマオリ族独自の同族集団が解体していることを鑑みるに、吉益のいう第 2 次的な文化葛藤が生起していることも看過できない。
- (28) この問題を少年犯罪の観点から指摘したものに、Monitoring and Evaluation Social Development Directorate, *WHANAKE RANGATAHI programmes and services to address Maori Youth offending*, Ministry of Maori Development, (October 2000), p. 24ff.
- (29) 2004 年 7 月 1 日から 2005 年 6 月 30 までに認知された犯罪の人種構成比は、ヨーロッパ系市民(全国 47.3%、マヌカウ市 23.6%)、マオリ系市民(全国 40.7%、マヌカウ市 44.6%)、パシフィック系市民(全国 7.8%、マヌカウ市 23.5%)であった。COUNTIES MANUKAU POLICE DISTRICT, *ANNUAL POLICING PLAN 2004/2005*, pp. 20-21.
- (30) ラベリング理論によって提示されたセレクトティブ・サンクションの視角に関しては瀬川晃『犯罪学』(成文堂、1998 年) 108 頁以下を参照。

平均に比べて高いということである。しかも 1995 年以降の犯罪認知率の推移は、他の犯罪類型がおおむね減少しているにもかかわらず、暴力犯罪のみ増加傾向にある。

さらにもう一点触れるならば、全国平均に比べてマヌカウ市は少年による犯罪の占める割合が高いということである(全国 21.8%、マヌカウ市 26.4%)。しかし前記のようにマヌカウ市は人口統計上少年比が全国平均に比べ高いので、必ずしも過大代表とはいえない。ただしこの点に関連して累犯少年の問題に言及すべきであろう。1992 年以降、ニュージーランドにおける少年犯罪の約 80% が、総少年犯罪者のうちの約 20% によって引き起こされており(つまり累犯少年が多い)、さらに人種別にみると、マオリ系男子少年(89.17%) とパシフィック系男子少年(85.93%) の再犯率が最も高く<sup>(32)</sup>、マオリ系およびパシフィック系市民の犯罪統計における過大代表の一因となっている。多くの文献がこの問題に言及しているが<sup>(33)</sup>、マオリ系市民やパシフィック系市民、そして少年が多く住むマヌカウ市では、今後、特に累犯少年

---

(31) 2004 年 7 月 1 日から 2005 年 6 月 30 までに認知された犯罪類型の構成比については、OFFICE OF THE COMMISSIONER OF POLICE, *NEW ZEALAND CRIME STATISTICS 2004-2005*, P. 7 および OFFICE OF THE COMMISSIONER OF POLICE, *COUNTIES / MANUKAU DISTRICT CRIMESTATISTICS 2004-2005*, P. 7 を参照。またニュージーランドの犯罪類型の詳細に関しては、Statistics New Zealand, *Crime in New Zealand*, (2001), Appendix, pp22-24 を参照。

(32) 以下、白人系男子少年 84.49%、マオリ女子少年 72.36%、アジア系男子少年 57.61% と続いている。Linda Zampese, "When the Bough Breaks : A literature based intervention strategy for young offenders" Department Correction, p. 71, appendix1, table3

(33) たとえば Gabrielle Maxwell and Allison Morris, *UNDERSTANDING REOFFENDING Full Report*, (Institute of Criminology, Victoria University of Wellington, Wellington October1999)、および Gabrielle Maxwell and Allison Morris "Family Group Conferences and Reoffending" Gabrielle Maxwell and Allison Morris (eds.) *RESTORATIVE JUSTICE FOR JUVENILES* (Hart Publishing, 2001), pp. 243-263 は、累犯少年に対する家族共議会の有効性を実証的側面から主張している。

対策が犯罪予防の大きな課題となることは間違いない。

## ②マヌカウ市民意識調査

### (ア) 調査目的と手法

マヌカウ市では、毎年、市の業績指標として市民の意識調査を民間委託して行っている。調査手法は電話によるインタビュー調査である。調査対象は満 15 歳以上のマヌカウ市民で、たとえば 2004 年は 505 名 (Clevedon 50 名、その他 6 区各 75 名) の市民であった。サンプリングは、マヌカウの電話帳から任意の数字を含んだ番号を選択して行われた<sup>(34)</sup>。調査内容は多岐にわたるが、以下、犯罪および安全に関する項目を中心にみてみよう。

### (イ) 調査結果

#### ・犯罪および犯罪予防に関して

まず注記すべきは、前記のように犯罪の認知件数が減っているにもかかわらず、市民の間では「犯罪が増加している」という認識が増えている点である。1996 年にマヌカウの犯罪は増加したと回答した市民は 15.1 % であったにもかかわらず、2003 年の調査では 44 % もの市民の市民が回答している<sup>(35)</sup>。

また全国平均 (33 %) に比べ、マヌカウ市では 2 倍近くの市民 (65 %) が犯罪を地域の主要な問題としてとらえ<sup>(36)</sup>、その優先的事項に「警察官の増員」、「防犯手法の知識の提供」、「薬物とアルコールに関するプログラムの実施」を、また犯罪を予防する手法として「警察官の増員」、「より厳格な刑罰」、

(34) Longdill and Associates Ltd, *Citizens' Perception Survey*, (August 2004), pp. 1-4.

(35) なかでもこの認識は、女性、20 歳以上の中位所得者に多い。Manukau City Council, *Crime & Safety Survey / Questionnaire Result*, (April / May 2003). 1996 年の調査結果および経年変化に関しては、Allison Morris and James Reilly, *New Zealand National Survey of Crime Victims 2001*, Ministry of Justice, (May 2003) 参照。

(36) ただしこの認識はマオリ系市民の間に強く若者の間で弱い。Manukau City Council, *Crime & Safety Survey / Questionnaire Result*, (April / May 2003).

「防犯教育」という回答をする市民が多かった。

・ 犯罪被害に関して (2003 年)<sup>(37)</sup>

2003 年の調査によれば、市民の 27 % が過去 12 ヶ月の間に犯罪の被害にあったと回答したが (1997 年 15 %、1998 年 14 %、1999 年 15 %、2000 年 20 %)、その被害者のうち 20 % が、被害を報告していない (1997 年 23 %、1998 年 29 %、1999 年 23 %)。これは過去 12 ヶ月の間に、11,900 人の市民が被害の報告をしていないことになる。報告をしなかった理由は、「警察は取合ってくれない」、「警察は忙しすぎる」という回答が 42 %、または「報告するほどの被害ではないと思った」という回答が 38 % であった。また大多数の市民が被害者に対する支援が十分でないという回答しており、特にこの傾向はヨーロッパ系を除いた市民と高齢者の間に強い。

・ その他

最後に、犯罪に直接関係するものではないがマヌカウ市の顕著な特徴とし

---

(37) マヌカウ市では犯罪類型別にみると、人に対する犯罪よりも、財産に対する犯罪の被害に遭うのではないかという懸念を多くの市民が抱いている (財産に対する犯罪 75 %、人に対する犯罪 56 %)。また性別的観点からみると、女性のほうが男性よりも被害に遭うのではないかという懸念を抱く傾向にあり (男性 63 %、女性 71 %)、特に人に対する犯罪においてこの傾向が強い (男性 48 %、女性 63 %)。さらに年齢層的観点からみると、強姦を除けば若者層 (30 歳未満) よりも老年層 (50 歳以上) のほうが懸念を抱く傾向が若干強い (若者層 67 %、老年層 71 %)。そして人種の観点からみると、財産に対する犯罪の被害に遭うのではないかという懸念は、ヨーロッパ系市民とパシフィック系市民がもつ傾向が強い (ヨーロッパ系市民 78 %、マオリ系市民 74 %、パシフィック系市民 77 %、アジア系市民 70 %) のに対して、人に対する犯罪の被害に遭うのではないかという懸念は、アジア系市民およびパシフィック系市民がもつ傾向が強かった (ヨーロッパ系市民 53 %、マオリ系市民 47 %、パシフィック系市民 61 %、アジア系市民 60 %)。Longdill and Associates Ltd, *Citizens' Perception Survey*, (August 2003), pp. 27-29.

て、近隣住民と積極的な関係を結んだ経験を持つと回答する市民の割合が 81 % で、他の都市と比較して最も低かった (全国平均 88 %)。さらに人々への信頼を表明する市民の割合が 60 % で、やはり最も低かった点 (全国平均 69 %) を挙げることができる<sup>(38)</sup>。

つまり以上の点をまとめると、マヌカウ市は多様性が高く地域共同体の力が弱く、高い犯罪認知率に特徴付けられる社会ということが言える。ではこのようなマヌカウ市において、いかなる犯罪予防活動が行われているのか、以下、みていこう。

### (3) 犯罪予防活動計画 (CRIME PREVENTION ACTION PLAN)

#### ① 経緯

これまでみてきたマヌカウ市の犯罪状況と体感治安の悪化は、個人の生活の質を下げるのみならず、市の経済および商業に影響を与えた<sup>(39)</sup>。その結果は、犯罪は個人の問題 (被害者と加害者) にとどまらない地域社会の問題であるという認識を生み、マヌカウ市において犯罪予防に対する市および地域社会の責任を明確にしたということがいえるであろう。

ただし以前からマヌカウ市評議会は、Safer Manukau Community Council<sup>(40)</sup> を発起した司法省の犯罪予防部と 1989 年に協力関係が結ばれて以来、犯罪予防にかかわってきた。しかし市民は、この協力関係における評議会の関与は不十分であると考え、評議会のより明白な犯罪予防にむけての貢献を望ん

(38) Gravitas Research and Strategy Limited, *QUALITY OF LIFE IN NEW ZEALAND'S LARGEST CITIES - RESIDENTS' SURVEY*, (February 2005), pp. 227- 237.

(39) この影響は、一方で市民による警察への要求を大幅に増加させる結果となった。ニュージーランドでも伝統的に犯罪は警察によって取扱われてきたが、この結果は警察の資源の限界を露呈し、逆に地域社会の役割に対する認識を増加させるものとなった。また 1989 年に創設され、被害者および地域社会を司法手続に取込んだ家族共議会もこの流れを促進したといえるであろう。

(40) Ministry of Justice, *TOWARDS A SAFER COMMUNITY* 参照。

だ<sup>(41)</sup>。その結果、これに応える形で評議会は2003年度に、「市民が安全であると感じ、また実際に安全である環境を作るために市と地域社会が共同作業すること」を目的とした犯罪予防活動計画を策定し実行に移したのである。

なおマヌカウ市において行われている犯罪予防プロジェクトは、マヌカウ市の策定した犯罪予防活動計画だけではなく、国の各省庁、マヌカウ市警察、マヌカウ市の既存のプロジェクトがある<sup>(42)</sup>。これらのプロジェクトや関係機関との調和と協働の重要性が、犯罪予防活動計画の中でも指摘されている<sup>(43)</sup>。

## ②優先対象と目標

前記のようにマヌカウ市において地域社会の優先事項として犯罪予防が承認されたわけであるが、次に課題となるのが、どの犯罪に優先的に取り組むのかということである。犯罪予防活動計画は、これを選定するための尺度として、「社会環境」、「市民意識調査の結果」、「犯罪統計」、「他の計画の調和」を用いている<sup>(44)</sup>。これらの尺度によって、マヌカウ市においてもっとも優先されるべき対象として「強盗」、「家庭内暴力と児童虐待」、「暴力犯罪」が、2番目に優先されるべき対象として「未成年者」、「薬物およびアルコールの常習者」、「マオリ系市民」、「パシフィック系市民」が選定されている。

---

(41) Manukau City Council, *Crime & Safety Survey / Questionnaire Result*, (April / May2003), p. 13ff.

(42) See, Manukau City Council, *Crime & Safety Survey / Questionnaire Result*, (April / May2003), pp. 4-7.

(43) MANUKAU City Council, *CRIME PREVENTIN ACTION PLAN*, (November 2003), p. 4. なお活動計画には評議会と「明日のマヌカウ (Tomorrow's Manukau)」の二つの体制が組織されている。評議会の体制は、評議会を頂点として3段階に組織された体制であるのに対して、一方「明日のマヌカウ」の体制は、出資者のフォーラムを頂点として5段階に組織化された体制である。MANUKAU City Council, *COMMUNITY SAFTEY FRAMEWORK*, (November 2003), pp. 19-20ff.

(44) MANUKAU City Council, *CRIME PREVENTIN ACTION PLAN*, (November2003), p. 20. なお尺度の中でも優先的に用いられているのは「市民の意識」と「犯罪統計」である。

そして次に重要なのが、プロジェクトの目標、つまり成果の尺度をどこにおくかということである。犯罪予防活動計画は、これを決定するための尺度として「犯罪統計」「市民意識調査の結果」「防犯カメラの統計」「累犯率」を用いることにしている。

### ③理論と実践

マヌカウ市の防犯活動計画には多数のプログラムが存在するが、それぞれ理論的に「状況的犯罪予防論」、「社会的犯罪予防論」、「第3の犯罪予防論」に依拠している<sup>(45)</sup>。また各プログラムは概して目的および対象別に、防犯活動計画の全体に関わるもの、特定の犯罪者や犯罪を対象とするもの、特定の防犯手法の拡充を目指すもの、その他といったように分類される。以下、プログラムの概要をみてみよう。

#### ・防犯活動計画の全体に関わるプログラム

犯罪予防活動計画全体に関わるプログラムとして、まず犯罪予防および被害者支援のための予算や基金創設に関する計画といった活動基盤にかかわるものを挙げることができるであろう。そして地域社会や関係機関の連携促進のためのプログラム、ボランティアの支援に関するプログラム、犯罪予防に関するフォーラムの創設といった市民参加に深く関わるものもこのプログラムに挙げるができる。またこの他にも、ウェブサイトの作成、更新や犯罪予防に関する小冊子の作成といった情報提供に関するプログラムも行われている。

---

(45) また英米法の国々における犯罪予防は総じて「証拠に基づいた犯罪予防 (evidence-based crime prevention)」が重要視されている。たとえば、OFFICE OF THE COMMISSIONER OF POLICE, *COUNTIES / MANUKAU DISTRICT CRIMESTATISTICS 2004-2005*, p. 23 参照

・特定の人々や犯罪を対象とするプログラム

マヌカウ市の犯罪統計によって優先的对象であると示された、特定の人々に対するプログラムには、犯罪を行う虞のある少年やその家族を援助および育成するプログラム、マオリ系およびパシフィック系市民のための反社会的行動に対する社会的教育やキャンペーン活動、責任感を強化するためのマオリ系市民による認可事業などのプログラムなどを挙げることができる。

また特定の犯罪を対象とするプログラムには、たとえば暴力犯罪に対する、自らの行為が家庭内暴力であるという自覚を促すプログラム、口論に代わる解決手法の普及促進するプログラムを挙げることができるであろう。犯罪の原因になりうると考えられる対象に取り組むこれらのプログラムは、基本的に社会的犯罪予防論に依拠しているということができる。

・特定の防犯手法の拡充を目指すプログラム

このカテゴリーのプログラムは主に、環境犯罪学の手法のなかでも CPTED (Crime Prevention through Environmental Design) によるものである。たとえば CPTED の機序、運用に関する指針の作成、および CPTED へ市職員の理解を深めるためのセミナーの開催、防犯カメラの設置、管理などのプログラムである。

・その他のプログラム

まずマヌカウ市の民族的多様性に対応するためのプログラムとして、地域の問題を明らかにし、評議会を援助する警察による擁護活動、また多言語による小冊子を作成するといったプログラムを挙げることができるであろう。

この他にも関係機関との連携に基づいた、犯罪とは直接関連しないさまざまな社会問題に対応したプログラムが存在する。たとえば子どもの貧困に対するプログラム、いじめに対するプログラム、若者への飲酒被害に関する教育プログラム、売春宿の区域、数、拡散に関する規制を行うプログラム、学



校の無断欠席に関するプログラム、市中心部に監視者を置くプログラム、アルコールの禁止と規制に関するプログラム、落書き防止のための地域の美化に関する教育、非合法薬物に対する教育および地域の認識を高め、地域のイニシアチブを援助するプログラムなどである。これらのプログラムの多くは、犯罪原因に働きかける社会的犯罪予防に基づくものであるが、地域美化（荒廃理論）や監視の強化（CPTED）といった環境犯罪学の諸理論に基づくプログラムもあり、両手法は総合的に用いられているといつてよい。

#### ④成果

ある犯罪予防の施策の効果を、客観的に検証するのは困難を伴うものである。前記の「(2) マヌカウ市の犯罪状況」で触れたように、マヌカウ市の犯罪認知率は減少している。ただしこの要因が、刑法典の改正に基づく非犯罪化によるものか<sup>(46)</sup>、また統制機関の取締りの変化によるものか<sup>(47)</sup>、さらに他のプログラムの影響がどこまであるのかといった、さらなる検証が必要である<sup>(48)</sup>。

なおマヌカウ市の報告書によれば、2004 年の活動の成果として、地域安全委員会の設立、21 の犯罪予防サービスに Nz \$ 108,186 の予算を獲得したこと、既存の組織が再編成と創設されたこと、地域安全委員会への警察署長の定期

(46) 本稿で検討した警察統計に影響をおよぼしていると思われる法改正に関しては、OFFICE OF THE COMMISSIONER OF POLICE, *NEW ZEALAND CRIME STATISTICS 2004-2005*, p. 1 を参照。

(47) いわゆる「前さばき」や、法の適用段階における統制機関の犯罪定義の変化に関しては河合幹夫『安全神話崩壊のパラドックス』（岩波書店、2004 年）21 頁以下が詳しい。

(48) 刑事政策における効果測定の問題点と、根拠の重要性を論じるものとして原田豊「根拠に基づく犯罪予防 (1) (2) (3)」警察学論集第 56 卷 9 号、12 号 (2003 年)、第 57 卷 1 号 (2004 年)、および津富宏「EBP (エビデンス・ベースド・プラクティス) への道」犯罪と非行、第 124 号 (2000 年)。

的な参加の確立、健康省との協約の成立、Otara 区中心部への防犯カメラの設置、評議会への CPTED 講習会の開催、CPTED のガイドラインの作成が挙げられている。

### 3. 広島市安佐南区における取組み

これまでみてきたマヌカウ市の比較対象として本稿は、広島市安佐南区を選んだ。その理由は、まずマヌカウ市と同様に 2004 年以來、防犯事業が行われていること、また人口規模に近いことなどが挙げられる。以下、マヌカウ市との相違点に特化して安佐南区の特徴を紹介していこう。

#### (1) 広島市安佐南区の概要

安佐南区は広島市の北西部に位置し、現在広島市でもっとも人口が多い区である<sup>(49)</sup>。現在の安佐南区は、もともと安佐郡（現在の安佐南区と安佐北区）であったが、1971 年から 1973 年にかけて広島市に合併され、1980 年に広島市が政令指定都市に移行するとともに今日の形になった<sup>(50)</sup>。

また 1960 年代以前の安佐南区は主に山地と農村であったが、1960 年代半ば以降開発が進み、「集落における農家率の低下」という混住化が進んでいる<sup>(51)</sup>。なおマヌカウ市と同様、安佐南区は 2005 年度の国勢調査によれば広島市でもっとも人口増加率の多い区である<sup>(52)</sup>。

ただし、安佐南区はマヌカウ市のように国外からの転入人口が多いわけではなく、また全人口に対する外国人人口の割合も広島市が 1.4 % であるのに

---

(49) 2005 年の国勢調査において安佐南区の人口は 219,331 人、また面積は 117.19 平方キロメートルであった。

[http://www.city.hiroshima.jp/kikaku/joho/toukei/17\\_kokusei/17/gaisuu/huhyou2.xls](http://www.city.hiroshima.jp/kikaku/joho/toukei/17_kokusei/17/gaisuu/huhyou2.xls)

(50) 広島市、平成 16 年度版市勢要覧 4 頁。

(51) 澤宗則「広島市安佐南区の近郊農村における混住化の進行」地理学評論第 63 巻 10 号 199 頁。

対して、逆に安佐南区は 0.7 % で低い<sup>(53)</sup>。つまり人種的観点からみるとマヌカウ市とは逆に、安佐南区は均質性がかなり高い。

もう一点マヌカウ市との大きな相違点は、年齢構成と平均年齢である。安佐南区民の年齢構成は、マヌカウ市に比較して若年層の割合が低く、そして高齢者の割合が高い<sup>(54)</sup>。さらにマヌカウ市の平均年齢 (30.8 歳) に比べて安佐南区の平均年齢 (39.11 歳) は、ほぼ 9 歳も高い。

ただし比較対象を広島市に移すと、逆に平均年齢は 2.4 歳若い (広島市の平均年齢 41.47 歳)。現在広島市は、著しい少子高齢化が指摘されているが<sup>(55)</sup>、そのような広島市の中であって、区内に大学が 5 校、高校が 7 校ある安佐南区は、「学園都市」としてのイメージが強い<sup>(56)</sup>。このイメージが、後に検討する安佐南区における積極的な少年犯罪への予防活動に結びついていることはいうまでもない。

## (2) 広島市安佐南区の犯罪

### ①警察統計上の犯罪

---

(52) 国勢調査によれば、2000 年から 2005 年にかけての人口増加率は広島市が 1.8 %、安佐南区が 7.2 %、また 1965 年から 2005 年にかけての人口増加率は、広島市が 166 %、安佐南区が 390 % で、ともに広島市の人口増加率を大きく凌いでいる。  
[http://www.city.hiroshima.jp/kikaku/joho/toukei/17\\_kokusei/17/gaisuu/huhyou2.xls](http://www.city.hiroshima.jp/kikaku/joho/toukei/17_kokusei/17/gaisuu/huhyou2.xls)

(53) 安佐南区の外国人人口に関しては、[http://www.city.hiroshima.jp/kikaku/joho/toukei/03\\_jyuki/jyu1802.xls](http://www.city.hiroshima.jp/kikaku/joho/toukei/03_jyuki/jyu1802.xls) 参照。また 2004 年の安佐南区への転入人口中、外国からの転入者が占める割合は 1 % であった。[http://www.city.hiroshima.jp/kikaku/joho/toukei/11\\_book/16/b/b1/b-06.xl](http://www.city.hiroshima.jp/kikaku/joho/toukei/11_book/16/b/b1/b-06.xl)

(54) 安佐南区の年齢構成は 15 歳未満が 18 %、15 歳以上 65 歳未満が 68 %、そして 65 歳以上 14 % から構成される (2006 年 2 月)。  
[http://www.city.hiroshima.jp/kikaku/joho/toukei/05\\_nen/nen1802.xls](http://www.city.hiroshima.jp/kikaku/joho/toukei/05_nen/nen1802.xls)

(55) 広島市、市勢要覧 21、22 頁。

(56) <http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/0000000000000/1111381426115/index.html>

日本全国における犯罪認知率の推移と同様に、安佐南区の犯罪認知率も1995年から2002年にかけて急上昇し(15.4件から21.7件に)、2003年を境に下降を続け、2005年の犯罪認知率は12.7件まで下がっている<sup>(57)</sup>。

また広島県、広島市において安佐南区は、特に犯罪が多く認知される地域というわけではなく、2005年の広島市の犯罪認知率は13.0件であり、安佐南区と大差がなかった。また安佐南区は、検挙人員中の少年比も特に高いわけではなく(2002年が42.3%、2005年が33.2%)、広島県平均(2002年42.2%、2005年32.6%)と比べても差がなかった。

なお安佐南区では、犯罪認知率の減少に伴い、窃盗犯をはじめとする多くの罪種も認知件数が減少しているが、なりすまし詐欺に代表されるような知能犯のみが大きく増加している<sup>(58)</sup>。

## ②安佐南区 防犯意識に対する基礎調査

### ・調査内容と手法

安佐南区でもマヌカウ市と同様、市民に対する意識調査が、2004年から2005年にかけて3回、防犯事業と平行して行われた<sup>(59)</sup>。これを行ったのは「減らそう犯罪」安佐南まちづくり協議会と広島県警察本部生活安全企画課である。調査対象は安佐南区に居住する区民で、第1回(2004年6月から7月)が1,594人、第2回(2005年1月)が2,489人、第3回(2005年10月から12月)が2,904人であった。調査手法は自記式の郵送法を用いて行われたが、ただしどのようなサンプリングが行われたか明記されていないので、調査

---

(57) ただし下降幅は安佐南区(2002年の犯罪認知率21.7から2004年の犯罪認知率14.0へ)が全国平均(2002年の犯罪認知率28.99から2004年の犯罪認知率26.84へ)を大きく凌いでいる。平成17年版犯罪白書、4頁および<http://www.police.pref.hiroshima.jp/020/toukei/toukei16.pdf>。

(58) 2003年の安佐南区における知能犯の認知件数は63件であったのに対して、2005年には124件に増加している。ただしこの傾向は広島県全体に共通するものである。

(59) <http://ww7.enjoy.ne.jp/~kita-bouren/060127%20tyousaketuka.html>

結果の客観性については一定程度疑問が残る<sup>(60)</sup>。以下結果について検討してみよう。

## ・結果

まず安佐南区の治安に対する市民の認識についてみてみよう。第 2 回目の調査において「安佐南区の治安についてどう思うか?」という問いに、「よい」または「ふつう」と回答した市民が 65.3 %であったのに対して、第 3 回目の調査でもこの数値は 65.0 %で、あまり変化がなかった<sup>(61)</sup>。

次に「減らそう犯罪」モデル地区に対する認知度である。「安佐南区が『減らそう犯罪』モデル地区であるということを知っているか?」という問いに、第 2 回の調査では 43.3 %の市民が「よく知っている」、35.0 %の市民が「聞いたことはある」と回答したのに対して、第 3 回は「よく知っている」が 49.0 %、聞いたことはある」が 39.6 %に伸び、認知度の点に関していうならば、効果を認めることができる<sup>(62)</sup>。

続いて市民の考える防犯上重要な取組みについてみてみよう。「治安を良くするために私たちがができる最も重要な取組みはどれですか?」という問いに、もっとも多く多くの市民が「隣近所の連帯」(第 2 回 49.7 %、第 3 回 45.6 %)と回答し、以下「住民パトロール (第 2 回 24.1 %、第 3 回 31.3 % )」、「情報連絡 (第 2 回 20.1 %、第 3 回 17.9 % )」、「警察への通報 (第 2 回 5.2 %、第

(60) サンプルングの重要性に関しては、森岡清志編『ガイドブック社会調査』(日本評論社、2000 年) 125 頁以下参照。

(61) 逆に「わるい」と回答した市民の割合が 1 %増加している (31.6 %から 32.8 %に)。いわゆる「体感治安」という観点からみると、事業の効果よりも、その他の社会的影響が大きかったといわざるをえない。

(62) ただし、犯罪予防上重要なのはモデル事業の「内容」が、どこまで認知されたかということである。モデル事業に関して「聞いたことがある」という回答が 4 割近くを占めてしまった結果は、犯罪予防上の観点からすると不十分であった可能性は否めない。

3回 4.1%)、「無回答 (第2回 1.0%、第3回 1.2%)」という回答が続いた。これらの回答は、前記のマヌカウ市民の望まれた防犯手法が行政主体のもの (たとえば「警察官の増員」、「より厳格な刑罰」、「防犯教育」) であったことを鑑みれば、安佐南区における市民参加型犯罪予防活動の可能性が看取される<sup>(63)</sup>。

さらに「鍵かけ」に関して検討してみよう。鍵を掛けるという行為は、「いつか犯罪に遭うのではないか」という「防犯意識」の現れであると考えることができる。一般的にこの「防犯意識」は、体感治安と矛盾するものであると考えられてきたが、安佐南区の調査によれば、鍵かけ率は、第1回が53.4%であったのに対して、第3回は68.5%で大きく向上したにもかかわらず、前記のように体感治安には変化がなかった。この体感治安に変化がなかった要因は事業の効果による可能性がある (そもそも体感治安と防犯意識の間には相関関係がない?)。今後の検討課題としたい。

### (3) 「減らそう犯罪」モデル事業

#### ①経緯

前記の警察統計上の2002年を頂点とする犯罪認知率の上昇に危機感を強めた広島県は、2002年より「『減らそう犯罪』広島県民総ぐるみ運動」を展開している。2003年にはこの運動の法的根拠として「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例を制定し、2004年からはこの運動のモデル事業として、広島県と広島市がともに予算を負担し、広島市安佐南区に、「減らそう犯罪」安佐南区まちづくり協議会 (以下、まちづくり協議会) を設立し

---

(63) しかし、安佐南区における調査の設問には、マヌカウ市のような「警察官の増員」、「より厳格な刑罰」、「防犯教育」といった選択肢がなかった。実際には、諸外国と比較しても日本人は、犯罪に対して「より厳格な刑罰」を望む意識が強いと考えられる。法務省法務総合研究所研究部報告18、図2-19、44頁および河合幹夫『安全神話崩壊のパラドックス』(岩波書店、2004年)109頁、図43。

た<sup>(64)</sup>。

この協議会の目的は、「住民・行政・警察協働モデル事業の円滑な推進について協議し、犯罪の起こりにくいまちづくりのための取組みを実施することにより、日本一安全で住みよい安佐南区にすること」(「減らそう犯罪」安佐南区まちづくり協議会会則第 2 条、以下協議会会則)であるという。この協議会は市民が参加して防犯に関して協議を行うものであるが、より地域の必要性に密接して応えるために、協議会の下部にさらに次の三つの部会が組織されている。一つは住民の防犯意識向上対策に関する施策について検討する「防犯意識向上部会」、続いて青少年の健全育成に関する施策について検討する「青少年健全育成部会」、そして犯罪の起こりにくいまちづくりに関する施策について検討する「安全なまちづくり部会」という、それぞれ目的に応じた 3 つの部会が組織され、市民が参加して協議を行っている(協議会会則第 21 条)<sup>(65)</sup>。

## ②優先対象と目標

2003 年に設置された「広島県『減らそう犯罪』推進会議」は同年 2 月に、2005 年までの 3 年間に、2002 年の犯罪認知件数 (59,330 件) の 3 割減少を「『減らそう犯罪』広島県民総ぐるみ運動」の目標に定めた<sup>(66)</sup>。

そして「『減らそう犯罪』広島県民総ぐるみ運動」の重点的施策として掲げられたのが、1「県民の防犯意識向上」、2「犯罪の起こりにくい環境作り」、3「犯罪抑止に効果的な警察活動の展開」であった。マヌカウ市のよ

(64) 安佐南区が選定された理由は、(1) 犯罪が多発し少年犯罪が多い、(2) 1 区 1 署体制である、(3) 広島市最大の人口を有す、(4) 大型商業圏を形成しているというものであった。広島北署「住民・行政・警察協働モデル事業」(未公開) 14 頁。

(65) まちづくり協議会および各部会の参加者は、主として既存の住民団体の代表、NPO、教育機関、各職域団体、学識経験者、広島県警察、広島県、広島市、安佐南区などの職員である。

うに、「『減らそう犯罪』広島県民総ぐるみ運動」全体を通しての優先対象とされる犯罪は、特に定められていないが、3「犯罪抑止に効果的な警察活動の展開」において「該当・侵入犯罪の抑止」、「少年犯罪対策」、「重要犯罪」、「組織犯罪」、「来日外国人の犯罪」、「交通事故や道路上の犯罪」が定められている<sup>(67)</sup>。では続いて「『減らそう犯罪』広島県民総ぐるみ運動」の根拠となっている理論と施策を紹介していこう。

### ③理論と実践

まず広島県は、なぜ犯罪のない社会が重要なのかという理由を、アメリカの心理学者マズローの欲求5段階説を用いて説明している。マズローによれば人の欲求には段階があり、第一に生理的欲求が満たされ、次に安全への欲求が満たされて、初めて社会的欲求や自我および自己実現の欲求が生じるという<sup>(68)</sup>。「内外の人々や企業から選ばれる広島県」を実現するためには、この安心・安全への欲求をまず満たす必要があり、この安全・安心の一つが、「犯罪からの安全」であるというのが広島県の認識である。

そこで「犯罪からの安全」を実現するために、犯罪予防が注目されたわけである。ただしそこで注目された犯罪予防理論は、犯罪原因に着目する伝統的犯罪学の理論ではなく、近年注目を集めている「状況的犯罪予防論」や

---

(66) 結果的にこの目標は達成されたが(広島県の2005年の犯罪認知件数36,938件)、この認知件数減少という目標に対しては、「違和感」を覚える警察関係者もいた。内山田邦夫「広島県警察の犯罪総合対策——3年で3割減を目指す」警察学論集第57巻11号111頁。認知件数の削減を政策目標に定めてしまうと、その後に行われる施策の重点が、認知件数の多い(認知しやすい)犯罪および予防しやすい犯罪へ置かれてしまう傾向が出てくるだろう。

(67) 広島県「『減らそう犯罪』ひろしまアクション・プラン」17頁以下。この他にも広島県では、2004年には少年犯罪防止緊急プロジェクトを2005年には犯罪被害防止対策プロジェクトを行っている。ただしいずれの重点対象もマヌカウ市のように、重点対象として指定する根拠は必ずしも明確ではない。

(68) 糸魚川他編『心理学の基礎』26頁(有斐閣、1995年)。



「割れ窓理論」を始めとする環境犯罪学の諸理論であった<sup>(69)</sup>。

なお『「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動』において行われている多くのプログラムは、この環境犯罪学の理論に基づくものであるが、多様な主体による協働をこの運動が前提としているために、いわば市民参加型の犯罪予防活動が行われている。以下、安佐南区のモデル事業の実践を、前記の部会別にみてみよう。

・「防犯意識向上部会」の施策

住民の防犯意識向上を目指す「防犯意識向上部会」では、「広報活動」、「街頭におけるキャンペーン」、「防犯講習会による啓発」、「地域ボランティアの促進」、「女性および高齢者対象の研修会」といった施策を 2004 年に行った。防犯意識の向上が、直接的に被害化の防止に結びつくために、上記の施策の多くが基本的には被害者学の諸理論に依拠しているということがいえるであろう。

・「安全なまちづくり部会」の施策

犯罪の起こりにくいまちづくりを目指す「安全なまちづくり部会」では、「道路などの危険箇所の点検と対応」、「環境浄化への取組み」、「防犯に強い住宅に関する講習会」といった施策を行った。犯罪が起こりにくい環境の創出を目指すこの部会の施策は、環境犯罪学の発想ともっとも結びついているということがいえるであろう。

・「青少年健全育成部会」の施策

青少年の健全育成をめざす「青少年健全育成部会」では、「防犯少年団の結成」、「安全マップの作成」、「子ども被害化防止のための施策」、「万引き防

---

(69) 広島県『「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン』15 頁。

止対策の強化」といった施策を行った。基本的にこれらの施策は環境犯罪学の発想に結びついているものの、「少年」という、人を対象として働きかけるために、他の施策に比べて社会的犯罪予防の色合いが濃い。

#### (4) 小括

以上、ニュージーランド、マヌカウ市と広島市安佐南区の地域、犯罪現象そして防犯活動といった事実の面に関して概観してきた。これらを整理すると次のようにいうことができる。地域一般に関する共通点としては、マヌカウ市、安佐南区ともに、近年の開発を受けて発展してきた比較的新しい市および区であり、人口の規模が近いこと（マヌカウ市約 28 万人、安佐南区約 22 万人）、そして人口増加率が高いことがみられた。

また犯罪現象および防犯活動に関する共通点としては、犯罪認知率が減少しているにも関わらず、犯罪に対する認識が悪化（安佐南区は横ばい）していること、少年非行対策が重点的施策とされていること、環境犯罪学に依拠した防犯活動を重視していることが指摘された。

一方、地域一般の相違点としては、マヌカウ市は安佐南区に比べて、民族的多様性に富んでいる点、また若年層の割合が人口比において高い点をあげることができるであろう。そして犯罪現象および防犯活動に関する相違点としては、マヌカウ市では、犯罪統計上マイノリティーが過大代表していること、安佐南区の約 5 倍の犯罪が認知されていること、また安佐南区民のほうが防犯における市民参加の重要性を認識していることが指摘された。

これらの相違点を踏まえ、次章においてマヌカウ市と安佐南区の犯罪予防に関して検討していくことにする。

(未完)